

地鶏肉についての小分け業者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う地鶏肉についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0844 地鶏肉

3 用語及び定義

この基準には、定義する用語はない。

4 小分けし、及び格付の表示を付するための施設

4.1 小分けのための施設

地鶏肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造でなければならない。

4.2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設でなければならない。

5 小分けの実施方法

5.1 小分け責任者の職務

6.2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせていなければならない。

- a) 小分けに関する計画の立案及び推進
- b) 小分けの工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

5.2 内部規程

5.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 地鶏肉の受入れ及び保管に関する事項

- b) 小分け前の地鶏肉の格付の表示の確認に関する事項
- c) 小分けの方法に関する事項
- d) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5.2.2 内部規程に従った業務の実施及び記録の保存

内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から1年以上保存しなければならない。

6 小分けを担当する者の資格及び人数

6.1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下“小分け担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- b) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

6.2 小分け責任者

- a) 小分け担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が小分け責任者として、認証機関等が指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了していなければならない。
- b) 小分け担当者が複数置かれている場合にあっては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていなければならない。

7 格付の表示を付する組織及び実施方法

7.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

7.2 格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 格付の表示に関する事項
- b) 荷口の出荷又は処分に関する事項
- c) 記録の作成及び保存に関する事項
- d) 格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2.2 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

8 表示

JAS 0844 の箇条5の基準に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

9 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成12年11月9日農林水産省告示第1410号
改 正 平成18年2月22日農林水産省告示第186号
改 正 平成27年8月21日農林水産省告示第2012号
改 正 平成30年3月29日農林水産省告示第691号
最終改正 令和7年9月2日農林水産省告示第1329号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和7年9月2日農林水産省告示第1329号
令和7年10月2日から施行する。